

VIII. 参 考（1）

リサイクル推進月間

長崎県管理業務連絡協議会

長崎県建設副産物対策推進分科会

長崎県建設副産物対策推進分科会推進部会

(2) リサイクル推進月間

リサイクル推進月間について

平成3年8月

経済企画庁、環境庁、大蔵省
厚生省、農林水産省、通商産

業省

運輸省、建設省

1. 趣旨

主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、再生資源の発生量が増大し、その相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保、廃棄物の発生抑制及び環境の保全に資するため再生資源の利用(リサイクル)の促進が極めて重要になっている。こうした背景の下、再生資源の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるため、10月をリサイクル推進月間とし、広範な普及啓発活動を実施する。

2. リサイクル推進月間の事業内容

- (1) リサイクル推進月間制定記念式典の開催
- (2) 政府広報等を活用した再生資源の利用の促進に関する広報活動の実施
- (3) 産業界、消費者団体、地方自治体等による再生資源の利用の促進に資するイベント等の各種啓発活動の実施

上記の事業の円滑かつ効率的な実施を図るため、以下に掲げる各省庁の担当課の間で十分な連絡を行うこととする。

リサイクル推進月間 各省庁担当課

経済企画庁	国民生活局	省資源・省エネルギー生活推進室
環境庁	企画調整局	企画調整課
大蔵省	国税庁	酒税課
厚生省	薬務局	経済課
農林水産省	食品流通局	企業振興課
通商産業省	立地公害局	環境政策課
運輸省	運輸政策局	環境・海洋課
建設省	建設経済局	建設業課、事業調整官室

長崎県技術管理業務連絡協議会

規 約

長崎県技術管理業務連絡協議会

規約

第1条 〔目的〕 本会は、公共事業の執行における提言や、設計積算及び研修等技術管理業務全般について円滑な推進を図るため、協議及び情報交換等を目的とする。

第2条 〔名称〕 本会を「長崎県技術管理業務連絡協議会」(通称「技術管理協議会」)とする。

第3条 〔会員〕 県土木部各課(室)及び水産部漁港漁村整備課(以下<本庁>と呼ぶ)の長または補佐、県地方機関の長、同検査指導幹、同担当課長及び市町村の関係課長により構成する。

第4条 〔役員〕 本会に次の役員を置く

1. 会 長 1名：県土木部次長(技術)
2. 副会長 2名：県長崎土木事務所長及び県土木部技術情報室長
3. 幹 事 40名：本庁各課(11)、県地方機関長(11)、女神大橋建設事務所長(1)、長崎県建設技術研究センター技術研究部部長(1)、ブロック代表市町村(14)

第5条 〔事務局〕 事務局を土木部技術情報室に置く。

第6条 〔会議〕

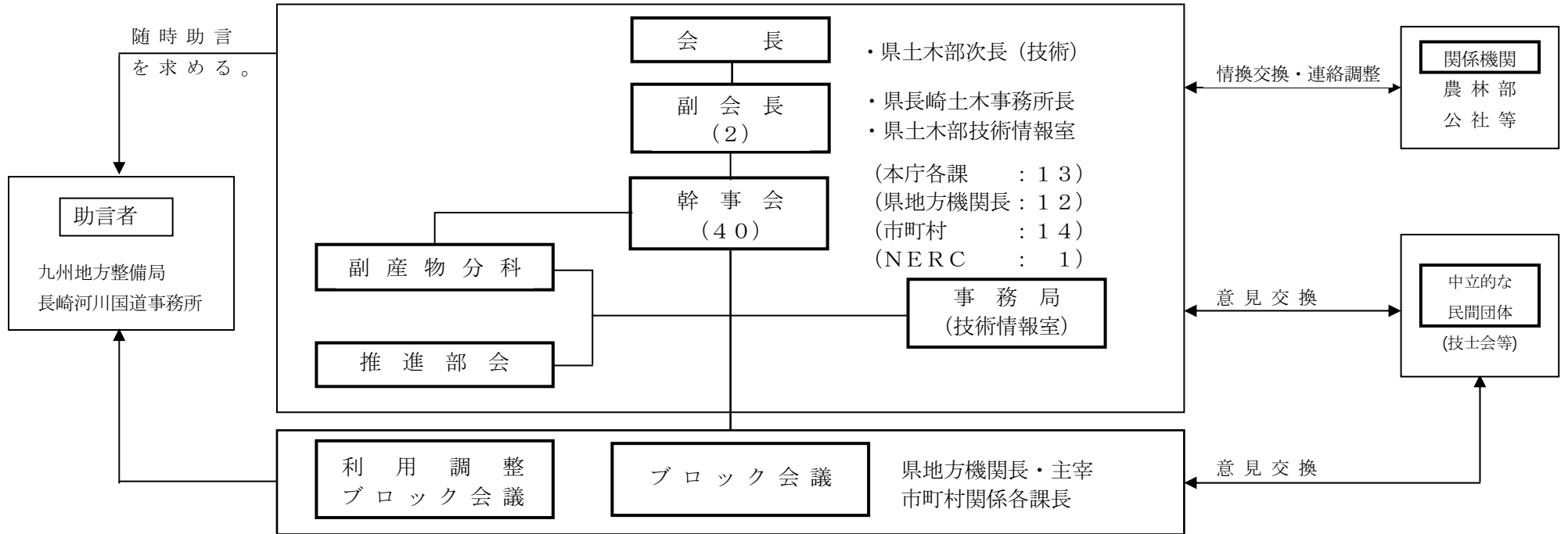
1. 幹事会：毎年1回以上必要に応じて会長又は副会長が協議して開催する。
2. 分科会：必要に応じて会長の招集により開催する。
3. ブロック会議：毎年1回以上各地方機関単位で開催する。

第7条 〔雑則〕 この規約に定めるもののほか会の運営に関し必要な事項は協議会において定める。

第8条 〔付則〕 本規約は平成4年3月17日から施行する。
本規約は平成7年3月10日から改正する。

長崎県技術管理業務連絡協議会機構図

(平成13年4月1日現在)



会の構成	
会長	県土木部次長(技術)
副会長	県長崎土木事務所長及び県土木部技術情報室長
幹事会(40)	本庁各課(13): 監理、都市計画、道路建設、道路維持、港湾、河川、砂防、建築、住宅、用地、漁港漁場整備課の課長又は補佐 県地方機関(13): 県地方機関長(12)及びNERC技術研究部長(1) 市町村(14): 各ブロック代表市町村(14)
分科会	会長の指定による
会員	県地方機関: 検査指導幹、(事業、契約、用地、管理)担当課長 市町村: 関係課長
事務局	県土木部技術情報室

長崎県建設副産物対策推進分科会

規 約

長崎県建設副産物対策推進分科会
規 約

「長崎県技術管理業務連絡協議会」規約第6条（会議）に基づき次の分科会を設置する。

長崎県建設副産物対策推進分科会

1. 目的及び設置

建設工事の円滑な推進を図るため建設副産物の情報の収集提供、利用・活用調整、その他必要な協議調整を行うことを目的とし、長崎県建設副産物対策推進分科会（以下「副産物分科会」という。）を設置する。

2. 「副産物分科会」は、次の事項を行う。

- (1) 建設副産物の発生及び利用等に関する情報の収集提供、利用・活用調整
- (2) 建設副産物関係施策の協議調整
- (3) その他建設副産物の利用促進に関し必要な協議調整

3. 「副産物分科会」は、次に掲げる推進部会及び利用調整ブロック会議を置く。

(1) 推進部会

- イ 部会長は、長崎県土木部技術情報室長とする。
- ロ 部会は、「下記－1」に掲げる者をもって構成する。
- ハ 部会は、部会長が必要と認めるときに開催する。
- ニ 部会長は、必要に応じて部会員以外の出席を求めることが出来る。

(2) 利用調整ブロック会議

- イ ブロック会議会長は、長崎県土木部各地方機関の長とする。
- ロ ブロック会議は、「下記－2」に掲げる者をもって構成する。
- ハ ブロック会議は、会長が必要と認めるときに開催する。
- ニ ブロック会議会長は、協議事項等について推進部会に報告する。
- ホ ブロック会議会長は、必要に応じて会員以外の出席を求めることが出来る。

4. 「推進部会」の事務局は、長崎県土木部技術情報室に置く。なお、「利用調整ブロック会議」の事務局は各地方機関毎に置くものとする。

長崎県建設副産物対策推進分科会組織

「記－1」

(推進部会)

- 部 会 長 : 長崎県土木部技術情報室長
- 副部会長 : 国土交通省長崎河川国道事務所工務課長
長崎県長崎土木事務所次長
- 部 会 員 : 「別表－2」のとおりとする。

「記－２」

(利用調整ブロック会議)

ブロック会議会長：県土木部各地方機関長

会員(国関係機関)：国土交通省及び農政局、林野庁の関係各機関

会員(県関係機関)：ブロック内土木部各地方機関の担当課長又は、担当係長

会員(市町村関係機関)：ブロック内全市町村の担当課長

委員 長	長崎県土木部	技術情報室	室 長
副委員 長	国土交通省	長崎河川国道事務所	副 所 長
委 員	〃	雲仙復興事務所	副 所 長
〃	〃	長崎営繕事務所	工務課 長
〃	長崎県土木部	都市計画課	課 長
〃	〃	道路建設課	課 長
〃	〃	道路維持課	課 長
〃	〃	港湾課	課 長
〃	〃	河川課	課 長
〃	〃	砂防課	課 長
〃	〃	建築課	課 長
〃	〃	住宅課	課 長
〃	長崎県県民生活環境部	廃棄物リサイクル対策課	課 長
〃	長崎県水産部	漁港漁場整備課	課 長
〃	長崎県農林部	農村整備課	課 長
〃	〃	林務課	課 長
〃	長崎県警察本部	会計課	課 長
〃	県地方機関	長崎土木事務所	所 長
〃	〃	大瀬戸土木事務所	所 長
〃	〃	諫早土木事務所	所 長
〃	〃	島原振興局	建設部長
〃	〃	県北振興局	建設部長
〃	〃	田平土木事務所	所 長
〃	〃	五島支庁	建設部長
〃	〃	有川土木事務所	所 長
〃	〃	壱岐支庁	建設部長
〃	〃	対馬支庁	建設部長
〃	〃	臨海開発局	局 長
〃	〃	女神大橋建設事務所	所 長
〃	〃	出島ハブス建設事務所	所 長
〃	〃	石木ダム建設事務所	所 長
〃	長崎県土地開発公社	技術部	部 長
〃	長崎県住宅供給公社	建設部	部 長
〃	長崎県道路公社	技術部	部 長
〃	建設業団体	長崎県建設業協会	会 長
〃	〃	長崎県ほ装協会	会 長
〃	解体業団体	解体工業会	会 長
〃	長崎県リサイクル団体	建設リサイクル会	事務局員 (世話役)

部会長	長崎県土木部	技術情報室	参事
副部会長	県地方機関	長崎土木事務所	次長
〃	国土交通省	長崎河川国道事務所	工務課長
部会員	〃	長崎営繕事務所	工務課長
〃	〃	長崎港湾・空港事務所	工務課長
〃	農政局	諫早湾干拓事務所	工務課長
〃	林野庁	長崎森林管理署	治山課長
〃	長崎県土木部	建築課	総括
〃	〃	住宅課	総括
〃	長崎県県民生活環境部	廃棄物リサイクル対策課	総括
〃	〃	自然保護課	参事
〃	長崎県水産部	漁港漁場整備課	総括
〃	長崎県農林部	農村整備課	企画監
〃	〃	林務課	企画監
〃	長崎県警察本部	会計課	調査官
〃	長崎県教育庁	財務課	総括
〃	県地方機関	長崎土木事務所	検査指導幹
〃	〃	大瀬戸土木事務所	検査指導幹
〃	〃	諫早土木事務所	検査指導幹
〃	〃	島原振興局	検査指導幹
〃	〃	県北振興局	検査指導幹
〃	〃	田平土木事務所	検査指導幹
〃	〃	五島支庁	検査指導幹
〃	〃	有川土木事務所	検査指導幹
〃	〃	壱岐支庁	検査指導幹
〃	〃	対馬支庁	検査指導幹
〃	長崎市	技術調査課	課長
〃	佐世保市	技術監理課	課長

長崎県建設副産物対策推進分科会推進部会

規 約

長崎県建設副産物対策推進分科会推進部会

規 約

(目的及び設置)

第1条 公共の土木建築に関する工事（以下「公共建設工事」という。）に伴い派生的に生ずる建設発生土や建設副産物の利用を促進し、公共建設工事の円滑な推進を図るために必要な協議、情報の収集提供、利用・活用調整等を行うことを目的とし、長崎県建設副産物対策推進分科会推進部会（以下「推進部会」という。）を設置する。

(推進部会の所掌事務)

第2条 推進部会は、次の各号に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 建設副産物の発生及び利用等に関する情報の収集提供、利用・活用調整
- (2) 建設副産物関係施策の協議調整
- (3) その他建設副産物の利用促進に関し必要な協議調整

(構成)

第3条 推進部会の構成は次のとおりとする。

- (1) 部会長は、長崎県土木部技術情報室参事とする。
- (2) 副部会長は、長崎県長崎土木事務所次長、国土交通省長崎河川国道事務所工務課長とする。
- (3) 推進部会は、「別表－1」に掲げるものをもって構成する。

第4条 部会長は、推進部会に必要があると認めるときは、前条の部員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 推進部会の事務局は、長崎県土木部技術情報室に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、推進部会の運営に関し必要な事項は推進部会において定める。

付 則 この

規約、平成16年2月18日から施行する。

建設副産物分科会推進部会名簿

部会長	長崎県土木部	技術情報室	参事
副部会長	県地方機関	長崎土木事務所	次長
〃	国土交通省	長崎河川国道事務所	工務課長
部会員	〃	長崎営繕事務所	工務課長
〃	〃	長崎港湾・空港事務所	工務課長
〃	農政局	諫早湾干拓事務所	工務課長
〃	林野庁	長崎森林管理署	治山課長
〃	長崎県土木部	建築課	総括
〃	〃	住宅課	総括
〃	長崎県水産部	漁港漁場整備課	総括
〃	長崎県農林部	農村整備課	企画監
〃	〃	林務課	企画監
〃	長崎県県民生活環境部	廃棄物リサイクル対策課	総括
〃	〃	自然保護課	参事
〃	長崎県警察本部	会計課	調査官
〃	長崎県教育庁	財務課	総括
〃	県地方機関	長崎土木事務所	検査指導幹
〃	〃	大瀬戸土木事務所	検査指導幹
〃	〃	諫早土木事務所	検査指導幹
〃	〃	島原振興局	検査指導幹
〃	〃	県北振興局	検査指導幹
〃	〃	田平土木事務所	検査指導幹
〃	〃	五島支庁	検査指導幹
〃	〃	有川土木事務所	検査指導幹
〃	〃	壱岐支庁	検査指導幹
〃	〃	対馬支庁	検査指導幹
〃	長崎市	技術調査課	課長
〃	佐世保市	技術監理課	課長